

第3章

計画の内容

1 計画の体系



[基本方向]

[基本施策]

1 政策・方針決定の場での男女共同参画の促進

2 職業における女性の活躍推進

3 ワーク・ライフ・バランス*
(仕事と生活の調和)の実現

4 家庭・地域における男女共同参画の推進

5 暴力のない社会の形成

6 DV*の防止と被害者の保護・自立支援

7 生涯を通じた男女の健康支援

8 困難な状況におかれた人への支援

9 子どもの頃からの平等意識の醸成

10 共同参画意識の醸成

[施策の方向]

- (1) 女性の登用を推進する環境整備
- (2) 政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成 **重点施策**

- (3) 男女平等の職場づくりの促進
- (4) 女性や若者等への就労支援
- (5) ハラスメント*の防止

- (6) 事業所等への働きかけの強化
- (7) 仕事と生活の両立に向けた啓発の推進 **重点施策**
- (8) 仕事と生活の両立を支えるしくみづくり

- (9) 男性のためのエンパワーメント*支援 **重点施策**
- (10) 女性のためのエンパワーメント支援
- (11) 災害対策における男女共同参画の推進

- (12) あらゆる暴力を許さない社会意識の浸透
- (13) セクシュアル・ハラスメント*防止対策の強化
- (14) 女性や子どもへの暴力の根絶に向けた対策の推進 **重点施策**
- (15) 相談体制の整備

- (16) 緊急時における被害者の安全確保
- (17) 被害者の自立支援

- (18) 性差に配慮した健康課題の啓発
- (19) ライフステージに応じた心身の健康対策の推進

- (20) ひとり親家庭への支援
- (21) 性の多様性*に対する理解の促進及び性の多様性を尊重する環境の整備
- (22) 複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制（重層的支援体制の充実）
- (23) 困難な状況にされている女性への支援 **重点施策** 困難な問題を抱える女性*支援基本計画

- (24) 就学前における平等教育の推進
- (25) 学校における平等教育の推進
- (26) 家庭・地域における平等意識の啓発・浸透 **重点施策**

- (27) 平等・共同参画意識の促進
- (28) 共同参画に関する情報の収集・分析と提供
- (29) 性にとらわれない表現の促進
- (30) 施策の立案・実施における共同参画の視点の浸透

2 施策の内容

基本方向

I

あらゆる分野における女性の活躍推進

本市では、「男は仕事」「女は家庭」という考え方を否定的に思う市民の割合は増加しており、市民の意識は着実に改善してきていますが、多くの場面や分野において男性優遇を感じている人の割合が高いことや、ワーク・ライフ・バランス*の実現についての課題がみられます。

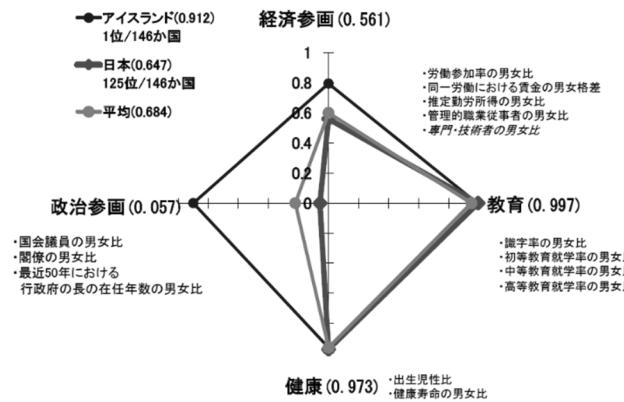
男女共同参画に関する国際的な指標であるジェンダー・ギャップ指数(GGI)*をみると、2023年の日本の順位は146か国中125位(前年は146か国中116位)となっており、特に政治参画・経済参画の値が低くなっています。大東市の議員・審議会委員・自治会長の女性割合をみると30%を下回っている状況です。

女性が出産、子育て、介護などの理由により希望する生き方・働き方を変更することなく、多様なライフスタイルに応じた生き方・働き方の選択ができるように、事業所への働きかけを強化し、職場環境の変化を促す施策に取り組みます。

男女共同参画社会の実現のために、女性の活躍を迅速かつ積極的に推進し、性別にかかわらずあらゆる分野の活動に参画しやすい社会をめざします。

ジェンダー・ギャップ指数(GGI) 2023年

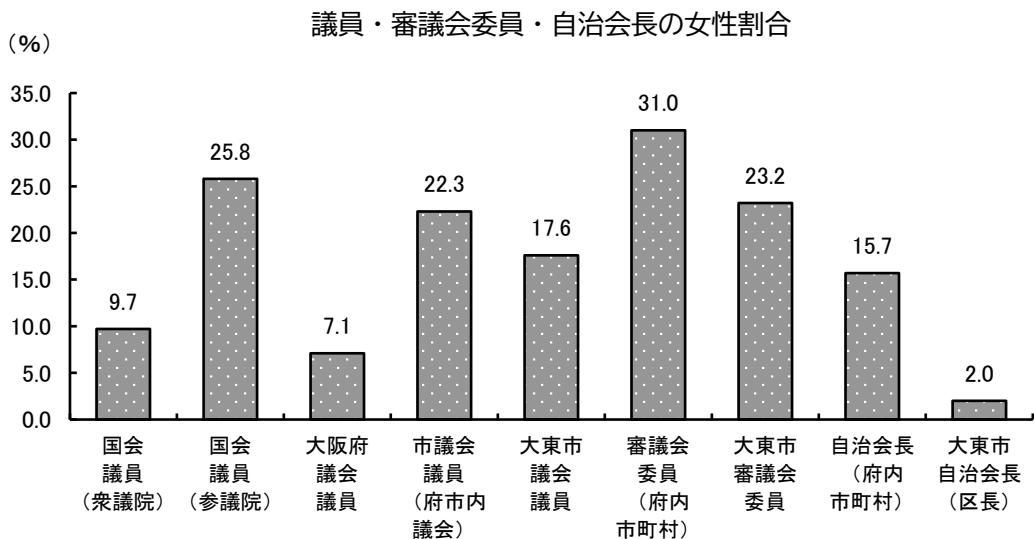
順位	国名	値
1	アイスランド	0.912
2	ノルウェー	0.879
3	フィンランド	0.863
4	ニュージーランド	0.856
5	スウェーデン	0.815
6	ドイツ	0.815
15	英国	0.792
30	カナダ	0.770
40	フランス	0.756
43	アメリカ	0.748
79	イタリア	0.705
102	マレーシア	0.682
105	韓国	0.680
107	中国	0.678
124	モルディブ	0.649
125	日本	0.647
126	ヨルダン	0.646
127	インド	0.643



(備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2023)」より作成
2. 日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載
3. 分野別の順位: 経済(123位)、教育(47位)、健康(59位)、政治(138位)

資料：内閣府 男女共同参画局

「男女共同参画に関する国際的な指標」

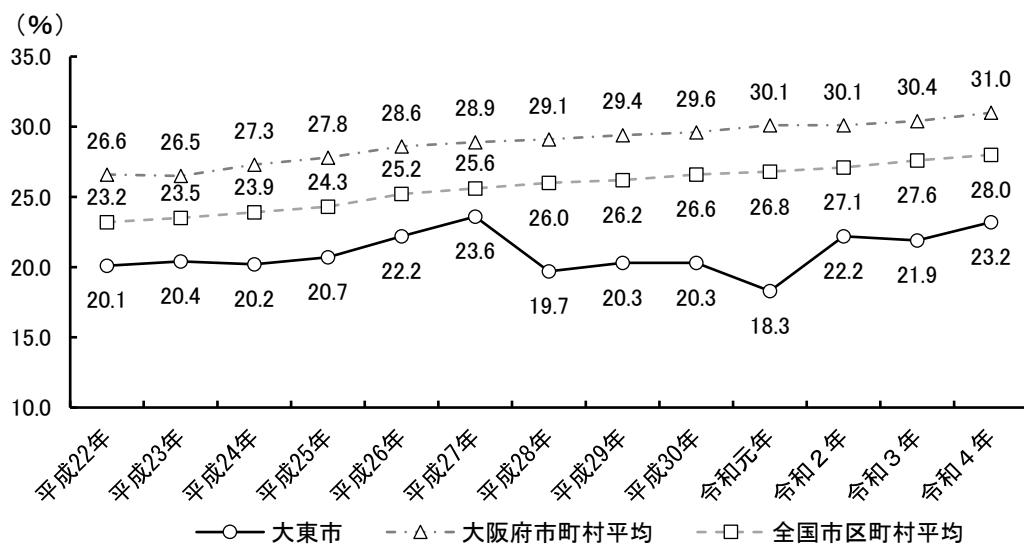


資料：内閣府 男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」「市区町村女性参画状況見える化マップ」「都道府県別全国女性の参画マップ」（令和4年度）

基本施策 1 政策・方針決定の場での男女共同参画の促進

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組むとともに、市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職などへの積極的な登用に取り組みます。また、女性が政策にかかわる機会を増やし、あらゆる分野で活躍していくための施策に取り組みます。

審議会委員の女性比率（全国市区町村・大阪府市町村・大東市）



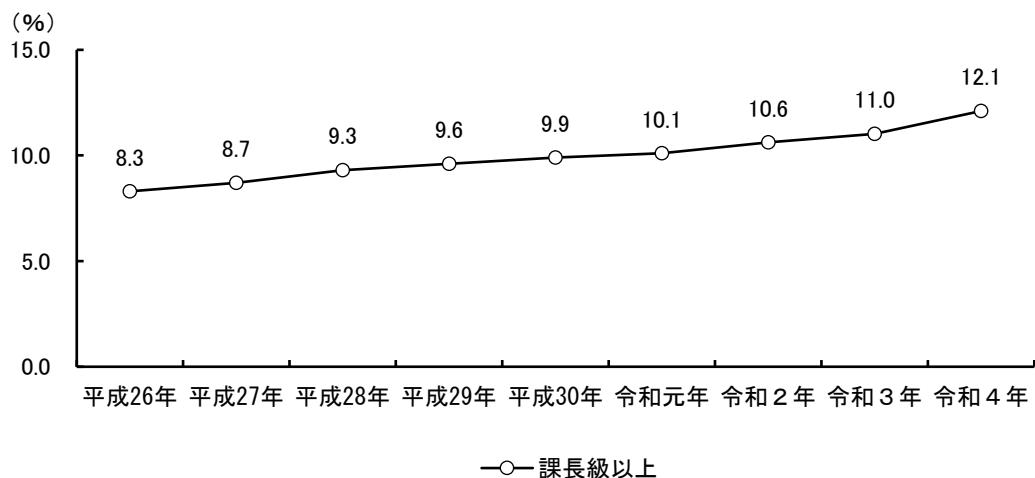
資料：大東市（各年4月1日現在）、内閣府 男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

職員及び管理職に占める女性比率（大東市）

	全体	男性	女性	女性比率
正規職員	589人	345人	244人	41.4%
管理職（課長級以上）	81人	67人	13人	16.0%

資料：大東市（令和5年4月1日現在）

民間企業における管理職に占める女性比率（全国）



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（各年6月）

【施策の方向と主な事業】

施策の方向 1 女性の登用を推進する環境整備

No	事業内容	担当課
1	審議会等への女性参画の意義について庁内の共通認識を深め、充て職の見直し、女性推薦の促進などにより女性の参画を促進します。	関係各課
2	事業所に対して、女性の採用や管理職への登用、職域の拡大等、女性の労働環境を向上するための啓発を行います。	人権室 産業経済室

施策の方向 2 政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成 重点施策

No	事業内容	担当課
3	審議会等に参画し活躍できる女性を増やすため、女性リーダーの育成に取り組みます。	人権室
4	庁内や学校における女性の管理職登用に向けた計画的な人材育成とともに、昇任試験の受験促進を図り、女性の管理職登用目標達成をめざします。また、女性の活躍が促進されるよう男女ともに意識改革を促すための研修を行います。	人事課 教職員課
5	庁内や学校における女性職員及び女性教員に対し、多様な経験を積む機会を増やし、女性がチャレンジしやすい職場環境に努めます。	
6	事業所や地域に対して、女性活躍推進法*の趣旨を周知し、男女が対等に参画し能力を発揮する機会を積極的に提供するポジティブ・アクション*の意義を啓発します。	人権室

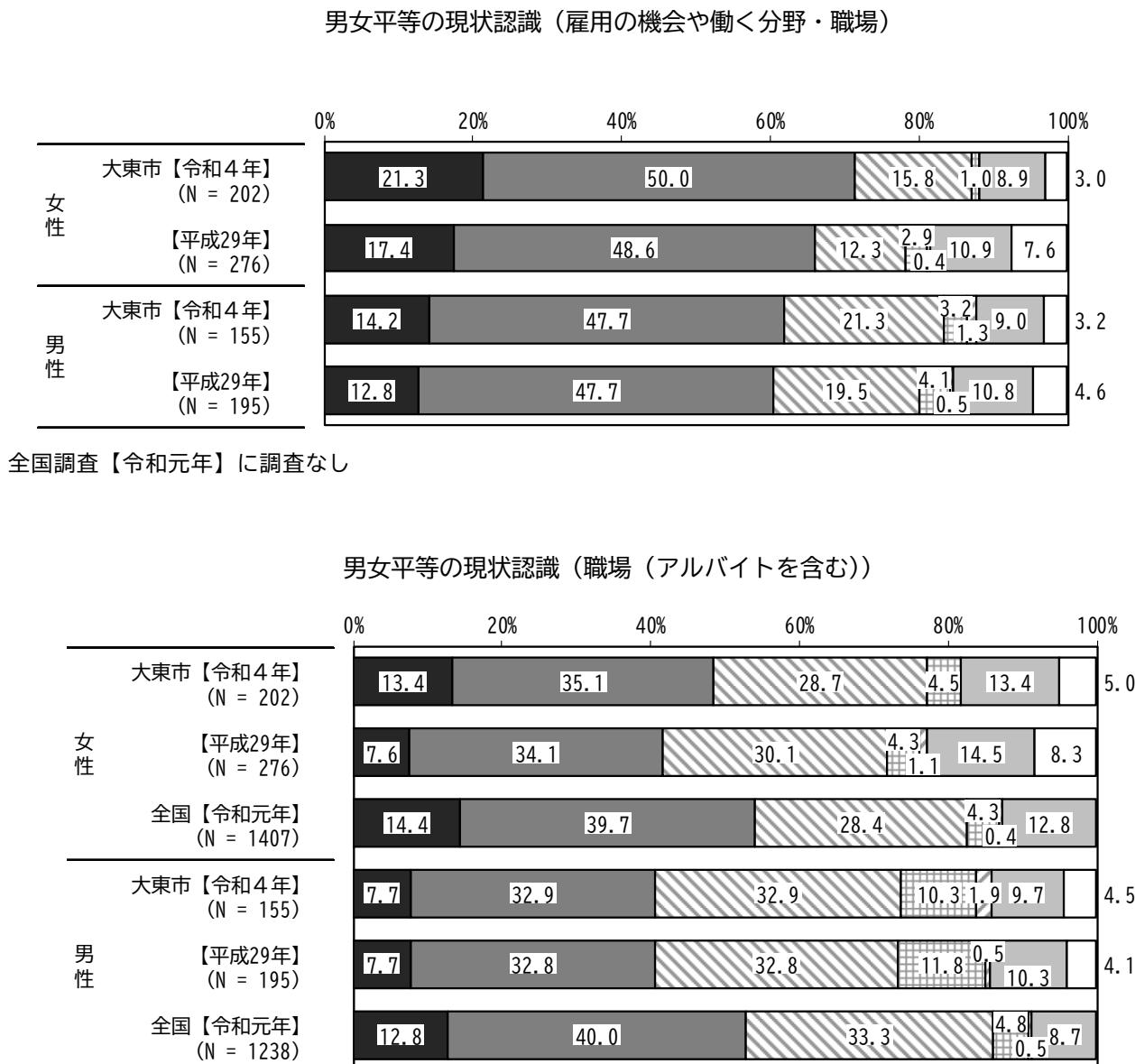
基本施策 2 職業における女性の活躍推進

少子高齢化の進行や働く女性の増加などの社会構造の変化に伴い、雇用形態も変化しつつあります。働きたいという希望をもつ女性が就業できるよう、職業能力開発の機会を設けることや就業に向けた情報提供などを行います。

また、起業などの多様な働き方を選択する女性や、自営業などに携わる女性に対する支援を行うとともに、こうした活躍する女性の情報発信にも取り組みます。

一方では、就業形態の多様化に伴い、社会が女性に求める労働力のあり方も変化するとともに、情報化社会に対応した技術の習得などが求められます。女性が十分に活躍し、個性と能力を発揮しながら安心して働くような就業環境を整備するとともに、情報化、国際化の進展により、新しい時代に必要とされる資格や技術の習得に対する支援を充実します。

さらに、職場における各種ハラスメント*の防止に向けて、事業所等にハラスメントに対する意識喚起を含め、働きやすい環境をつくるよう働きかけを行うとともに、相談窓口の周知や対応策の情報提供、事業所や市民に対する啓発活動をすすめていきます。



- 男性の方が優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等である
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が優遇されている
- わからない
- 無回答

資料：大東市「男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年）」

【施策の方向と主な事業】

施策の方向 3 男女平等の職場づくりの促進

No	事業内容	担当課
7	事業所に対し、職場における男女平等に関する研修会を開催します。	人権室
8	性別にかかわらず、多様な人材が働きやすいと感じる就業環境をつくるための支援策を行います。	産業経済室

施策の方向 4 女性や若者等への就労支援

No	事業内容	担当課
9	ハローワーク等関係機関と連携し、職業紹介や就労に関する相談、職業能力向上機会の提供などの支援を行います。	福祉政策課 産業経済室
10	大東市地域就労支援センターと連携して障害者、ひとり親（母子）家庭、生活保護世帯、在住外国人の就労支援を行うとともに、大東ビジネス創造センターD-Bizにおいて女性の起業・経営支援を行います。	産業経済室
11	国の「女性デジタル人材育成プラン*」に基づき、女性のデジタルスキルの向上及び就労支援に取り組みます。	産業経済室 人権室

施策の方向 5 ハラスメントの防止

No	事業内容	担当課
12	庁内や学校におけるセクシュアル・ハラスメント*やパワー・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*等、あらゆるハラスメント*の予防啓発・ハラスメントのない職場づくりに取り組みます。また、ハラスメント事案発生時の対応体制の充実とハラスメント被害者の二次被害*（セカンドハラスメント）の防止・周知・啓発を推進します。	人事課 人権室 教職員課
13	事業所に対し、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等、あらゆるハラスメント防止のための配慮や措置義務の周知徹底とともに、どのようなハラスメントもない職場づくりの啓発を推進します。	人権室 産業経済室

基本施策③ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

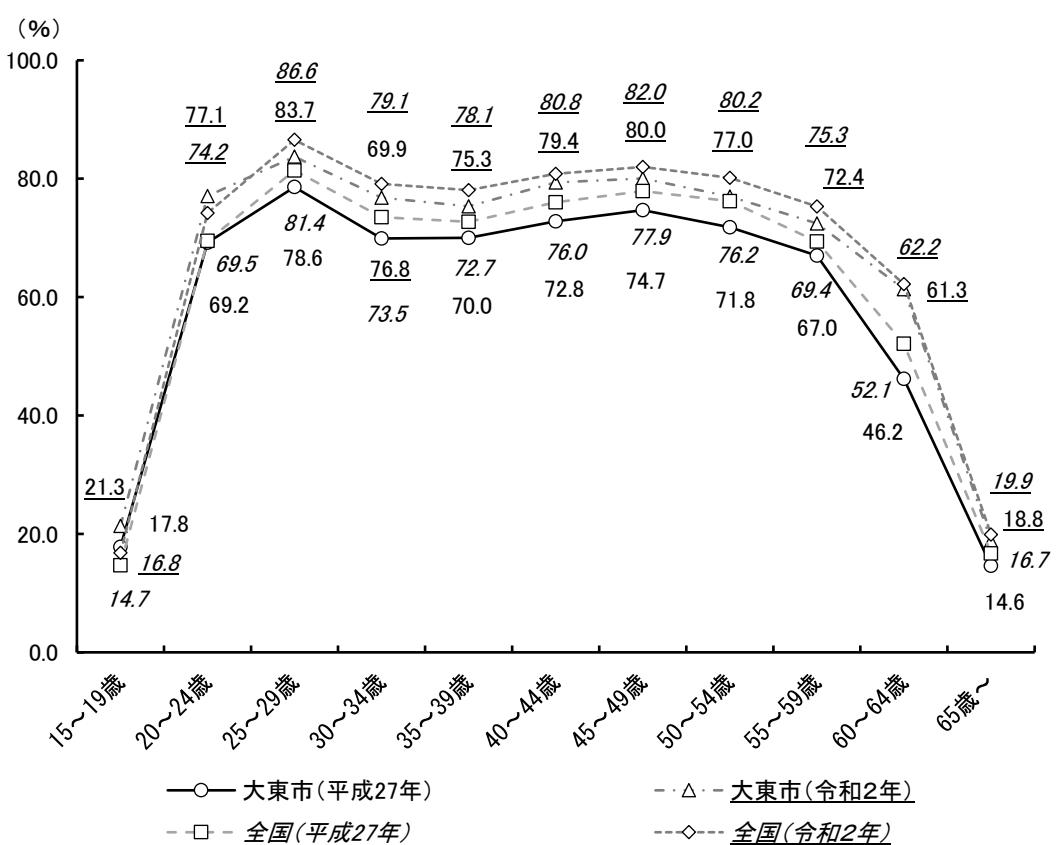
だれもが安心して仕事を続けるためには、家事・育児・介護などの家庭責任や地域活動と仕事を両立できる職場環境が必要です。特に、女性が家事関連に費やす時間は男性に比べて差が大きく、依然として女性に大きな負担がかかっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の予期せぬ社会環境の変化により、多くの事業所でテレワークの導入やオンラインの活用が進み、通勤時間の削減などだけでなく、これまでの働き方に対して、多様な可能性をもたらしています。

男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性などについて事業所等へ周知するとともに、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進するため、事業所等におけるワーク・ライフ・バランス*を実現するための取り組みが推進されるよう支援を行います。

そして、仕事中心の価値観を見直し、すべての人が職場、家庭、地域において調和のとれた活動のできる男女共同参画社会の実現に向けて、多様な生き方、働き方を選択できる環境づくりをすすめます。

年齢層別女性の労働力率*（全国・大東市）



資料：総務省「国勢調査」（平成27年、令和2年）

【施策の方向と主な事業】

施策の方向 6 事業所等への働きかけの強化

No	事業内容	担当課
14	男女が働きやすい職場づくり、ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）を実現するために、大阪府の「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」等の取り組み事例紹介や実践啓発を行い、制度の周知・メリットなどのPRをしながら、申請を促します。	人権室 産業経済室
15	市役所がロールモデルとなるよう「ワーク・ライフ・バランス推進（イクボス宣言）・働きやすい職場宣言」を行い、事業所等への意識啓発や理解の促進に努めます。	人権室
16	DX*（デジタルトランスフォーメーション）化による業務効率化等により、労働環境の改善に取り組む事業所に対する支援を行います。	産業経済室
17	働きやすい職場についての理解や、各種ハラスメント*防止に向けた職場環境の改善に向けて、事業所に対し、研修の機会などの情報提供を行います。	産業経済室

施策の方向 7 仕事と生活の両立に向けた啓発の推進 重点施策

	事業内容	担当課
18	男性の育休取得に向けて、事業所に対し啓発を行います。	産業経済室
19	日々の家事や育児について、家族間等でのコミュニケーションを図り、互いに支え合い、ともに家庭・地域社会に参画することの重要性や必要性について、さまざまな媒体や機会を通じて周知・啓発を行います。	人権室

施策の方向 8 仕事と生活の両立を支えるしくみづくり

No	事業内容	担当課
20	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する研修などを通じて、職員の理解促進及び意識改革を行います。	人事課
21	ひとり親家庭がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できるよう、市で行う支援の広報に努めます。	こども家庭室 子ども支援グループ
22	家庭において保護者が安心して子育て・教育を行うことができる環境づくりに向けて、「大東市家庭教育応援企業等登録制度」の周知を図るとともに、家庭教育に関する支援、啓発を行います。	家庭・地域教育課
23	就労と家庭を両立できる子育て支援として、保育利用枠の拡大等子育て環境の充実をすすめます。	こども家庭室 子ども政策グループ
24	市役所がモデル職場となるよう、男性職員が育児・介護休業を取りやすい環境整備をすすめて取得率を向上します。	人事課

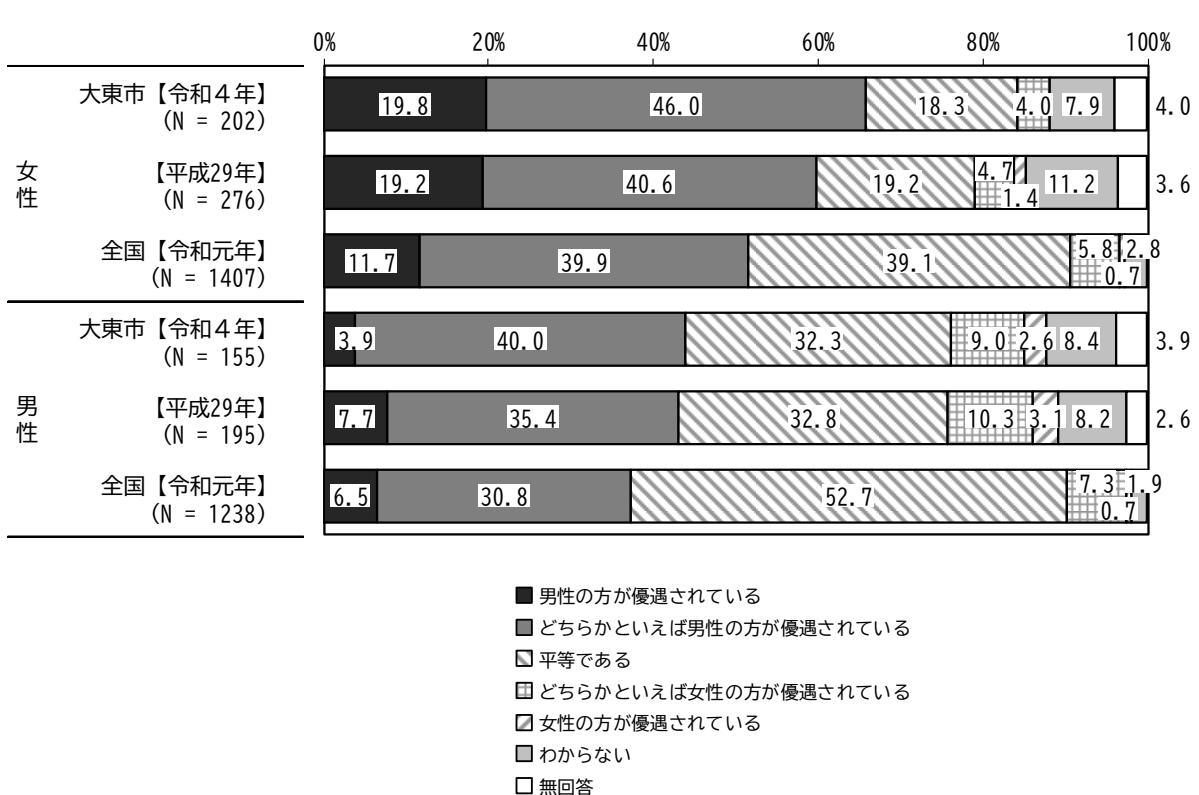
基本施策 4 家庭・地域における男女共同参画の推進

市民意識調査・児童等意識調査によると、固定的な性別役割分担について、否定している人の割合は増加しているものの、家事・育児・介護・地域活動など、実際の生活においては、性別役割分担が行われています。

お互いを尊重し、性別にかかわらずともに参画する家庭づくりに向け、相互の理解が得られるような啓発に努め、男女のエンパワーメント*を支援します。

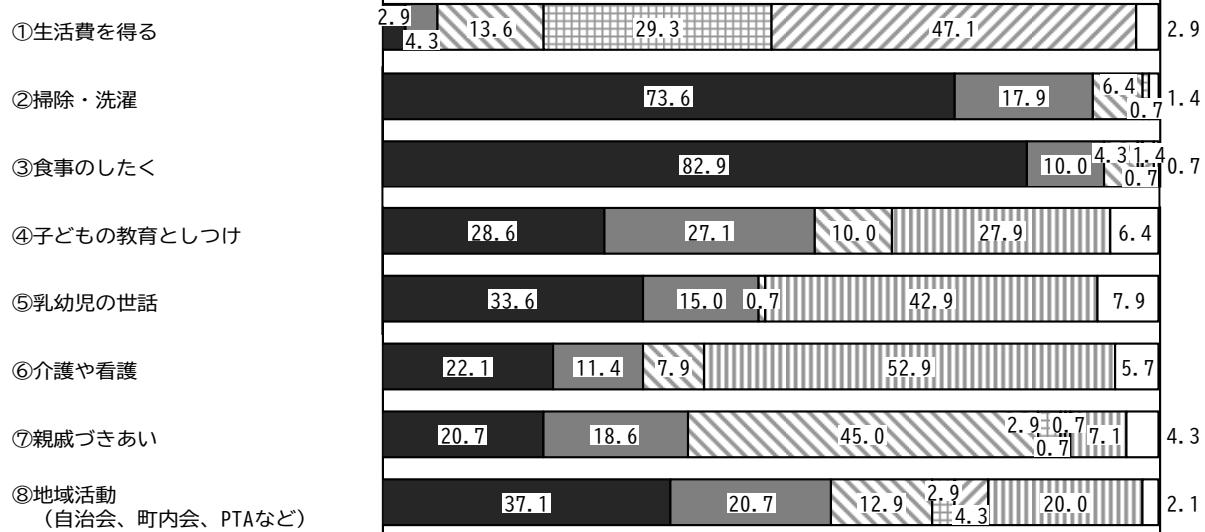
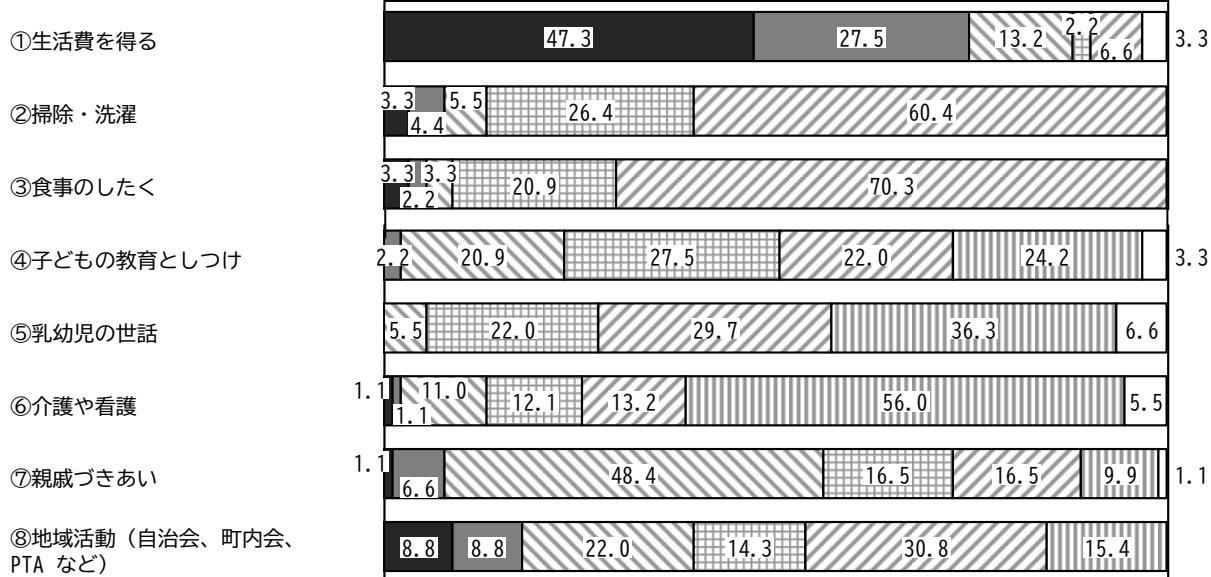
また、近年、重要性が高まっている防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

男女平等の現状認識（家庭生活）



資料：大東市「男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年）」

家庭内の仕事の分担

【女性】
N = 140【男性】
N = 91

※『①生活費を得る』『②掃除・洗濯』『③食事のしたく』に「該当しない」の選択肢はありません。

- ほとんど自分
- 配偶者と同じ程度の割合
- ▨ どちらかといえば配偶者
- ▢ どちらかといえば自分
- ▢ ほとんど配偶者
- ▩ その他の人
- ▩ 該当しない
- 無回答

資料：大東市「男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年）」

【施策の方向と主な事業】

施策の方向 9 男性のためのエンパワーメント支援

重点施策

No	事業内容	担当課
25	父親や祖父を対象とした絵本の読み聞かせをサポートする「読みメン」やパパ友サークル活動の推進、親子健康手帳交付などによる男性の育児参画を促進します。	こども家庭室 子ども支援グループ 地域保健課 生涯学習課
26	定年後の男性や家族介護を担っている男性、ひとり暮らしの男性、父子家庭の男性など、孤立しやすい男性の支援や仲間づくり、エンパワーメント*をすすめます。	こども家庭室 子ども支援グループ 高齢介護室 高齢支援グループ 生涯学習課
27	男性に対して、家事や育児・介護、地域活動への参画につながるよう学習・実習機会を提供します。	人権室 地域保健課 福祉政策課 関係各課

施策の方向 10 女性のためのエンパワーメント支援

No	事業内容	担当課
28	女性が地域や企業など社会で活躍するための知識や力を身につける学習機会の提供や、活躍する女性の事例を紹介するなどチャレンジ意識の高揚を図る情報の提供に努めます。	人権室 生涯学習課
29	働く女性のためのスキルアップなどの講座や、再就職を希望する女性のための職業能力を高める学習機会の提供を行います。	人権室

施策の方向 11 災害対策における男女共同参画の推進

No	事業内容	担当課
30	女性、高齢者、障害者、子育て中の親、外国人などの視点を取り入れた防災計画や災害対応マニュアルの見直しを推進します。	危機管理室
31	避難時や避難所における実態や課題を把握し、特に日本語やITによる情報提供に対応できない災害弱者への対応を検討します。	危機管理室 人権室
32	自主防災組織の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。	危機管理室

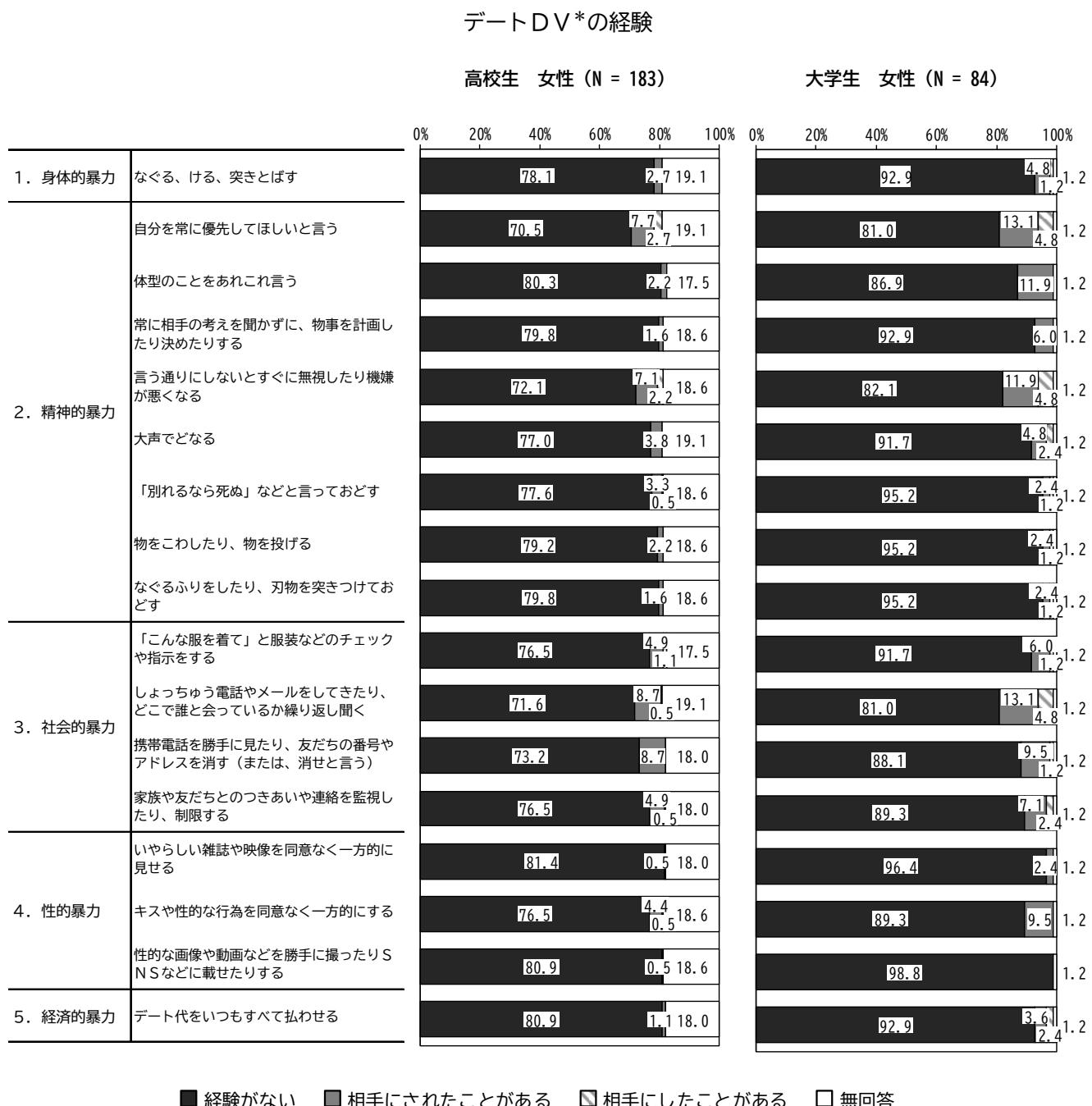
人権尊重と安心して暮らせる地域社会づくり

市民が抱える生活課題は複雑化・複合化しており、その課題の中身は、性犯罪・性暴力、ドメスティック・バイオレンス（DV）*、健康問題、生活困窮など多岐にわたっています。特に、その課題の多くは女性に偏っていることが指摘されており、切れ目のない支援が必要とされています。

また、LGBTQ*をはじめセクシュアル・マイノリティ*の方々の人権に配慮した施策や性の多様性*について尊重されるための教育・啓発が必要とされています。

本市では、DVやデートDV*などの人権に関する認識は着実に市民に広がってきているものの、依然被害の状況がみられており、引き続き暴力の根絶に向け積極的に取り組みます。

また、市民が安心して暮らせる地域社会づくりに向けて、複雑化・複合化している市民の生活課題に寄り添い支援できる体制の構築をめざします。



■ 経験がない ■ 相手にされたことがある □ 相手にしたことがある □ 無回答

資料：大東市「男女共同参画に関する児童等意識調査（令和4年）」



資料：大東市「男女共同参画に関する児童等意識調査（令和4年）」

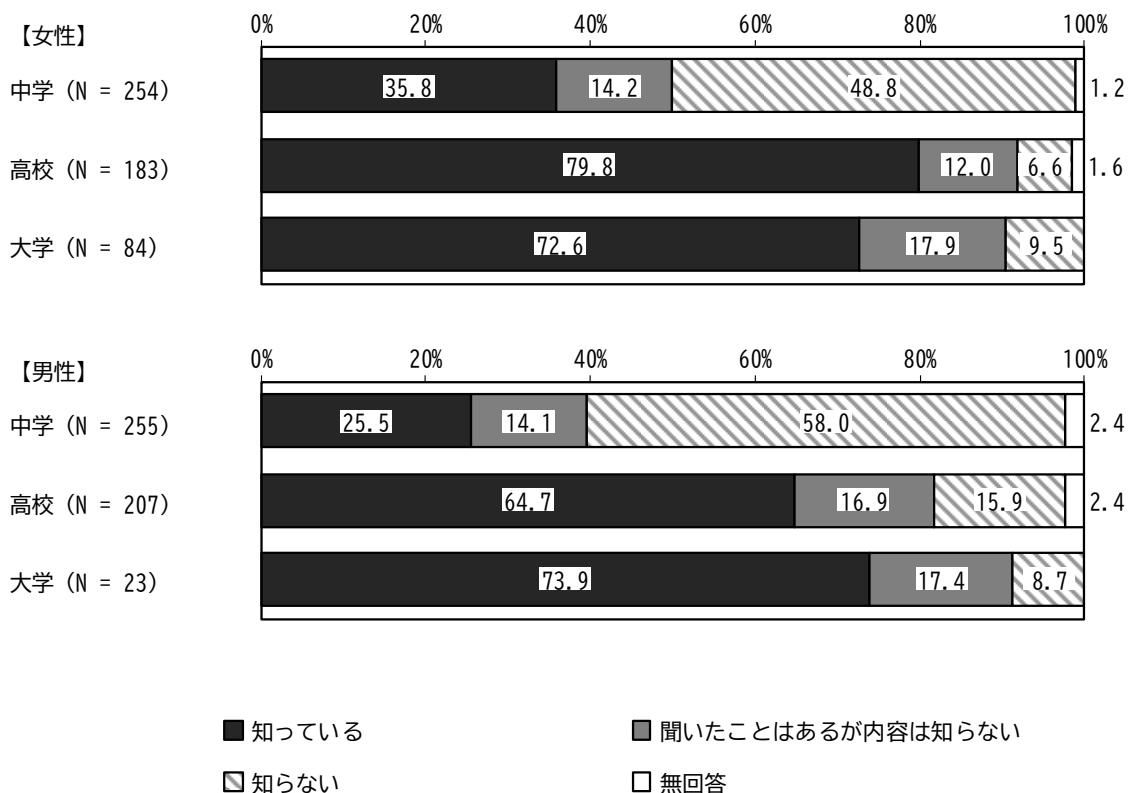
基本施策 5 暴力のない社会の形成

暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DV*、ストーカー行為*、セクシュアル・ハラスメント*、性犯罪など、性別による差別に基づく暴力は、男女共同参画社会の実現のために根絶する必要があります。この認識を広く社会に徹底し、市民一人ひとりが認識をもつための啓発に努めます。

セクシュアル・ハラスメントは職場だけでなく、学校や地域においても起こっており、子どもが被害にあった場合、身体的・精神的に大きな傷を残し、生涯の生活に深刻な影響を及ぼすことになります。子どものときから、お互いが対等で自立した、相手を尊重する関係をつくるための学習機会や、暴力から身を守るための教育プログラムの提供に取り組みます。

さらに相談体制を充実するとともに、暴力被害の未然防止、被害者の心のケアや再発防止に取り組みます。

データ DV*の認知



資料：大東市「男女共同参画に関する児童等意識調査（令和4年）」

【施策の方向と主な事業】

施策の方向 12 あらゆる暴力を許さない社会意識の浸透

No	事業内容	担当課
33	あらゆる暴力を根絶するための研修や講演会、地域への出前講座などを開催します。	人権室 関係各課
34	あらゆる暴力を根絶するためにパンフレット、リーフレットなどを配布し、情報提供を行います。	人権室 関係各課
35	インターネットやSNS*を通じた犯罪被害やトラブルを防ぐため、青少年のネットリテラシー向上に向けた取り組みや、市民への啓発活動を推進します。	生涯学習課 ICT教育戦略課

施策の方向 13 セクシュアル・ハラスメント防止対策の強化

No	事業内容	担当課
36	学校における子どもへのセクシュアル・ハラスメント*防止研修、相談体制、被害への適切な対応体制を強化します。	指導・人権教育課

施策の方向 14 女性や子どもへの暴力の根絶に向けた対策の推進

重点施策

No	事業内容	担当課
37	DV*について正しく理解できるよう、わかりやすい広報に努めるとともに、被害にあった場合に適切に対処できるよう、多様な媒体で広く相談窓口の周知を図ります。	人権室
38	学校教育などを通じて、若年層を対象にデートDV*の認知と、デートDVに対する正しい理解を促す学習機会を提供します。	人権室 指導・人権教育課
39	子どものときから自尊感情を育み、暴力によらない問題解決能力やコミュニケーション能力を身につける教育プログラムに取り組みます。	指導・人権教育課
40	大阪府主催の市町村DV相談担当者ブロック別連絡会を通じて情報収集をするとともに、市DV防止対策連絡会議において、関係課・関係機関が課題を共有し、適切な対応につながる連携強化を図ります。	人権室
41	児童虐待や障害者虐待、高齢者虐待などの事案とDVの関連を考慮して、適切な支援につながるよう担当課間の連携を強化します。	関係各課

施策の方向 15 相談体制の整備

No	事業内容	担当課
42	「女性の悩みなんでも相談」などの相談体制を周知するとともに、相談窓口の整備・充実を行います。	人権室
43	警察や女性相談センターなどの関連する相談機関との連携強化とともに緊急時の24時間相談や専門相談、男性相談、メール相談、外国人向けの多言語対応相談など、多様な相談窓口情報を周知します。	人権室

基本施策 6 DVの防止と被害者の保護・自立支援

DV*は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかし、言葉による暴力などはDVであるにもかかわらず、そう認識されていないのが現状です。

DVは人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため啓発を行います。

被害者の早期発見、早期対応を図るため、相談窓口の周知や利用しやすい体制の充実を図り、男女ともに相談事業へつなげていくとともに、相談や支援にかかる相談員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。

また、関係機関や府内の連携を強化することで、DV被害者の一時保護、自立に向けた支援の充実に努めます。

【施策の方向と主な事業】

施策の方向 16 緊急時における被害者の安全確保

No	事業内容	担当課
44	緊急を要する一時保護については、大阪府や警察との連携のもとで被害者の安全確保を図ります。	人権室

施策の方向 17 被害者の自立支援

No	事業内容	担当課
45	住民基本台帳事務における支援措置の運用を適切に実施します。	市民課 人権室
46	経済的支援、生活、就労、子どもの保育や就学など、被害者の自立に向けたさまざまな制度に関する情報を提供し、それぞれの窓口において被害者の状況に配慮した適切な支援を行います。	人権室 関係各課

基本施策 7 生涯を通じた男女の健康支援

性別にかかわらずお互いの人権を尊重し、心身ともに健康でいきいきと暮らすことができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現のために重要となります。

女性は、妊娠、出産を経験する可能性があり、また、性別にかかわらず、ライフステージごとに、心身の健康上の課題があります。生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、健康課題について正しい知識をもち、健康づくりに取り組むことが必要であるとともに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*）を踏まえた支援が重要です。

「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*）」について、関心をもち、正しい知識を得て認識を深めるための取り組みを行うとともに、各種検診などの充実や、性に関する正しい知識を得られる啓発活動の充実に努めます。

性別にかかわらず、だれもが自らの心身について正しい情報をもち、生涯を通じて、思春期、性成熟期、更年期、熟年期などライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取り組みの充実を図ります。

【施策の方向と主な事業】

施策の方向 18 性差に配慮した健康課題の啓発

No	事業内容	担当課
47	男女の身体的性差や課題の違いを考慮して、だれもが、いつでも、どこでも、健康づくりができるよう支援します。	地域保健課
48	心の病の理解や自殺のサインを見逃さないなど自殺予防対策を推進します。	地域保健課

施策の方向 19 ライフステージに応じた心身の健康対策の推進

No	事業内容	担当課
49	健（検）診の呼びかけや健康教育、健康相談などの情報提供や、女性が自分の身体の保持や妊娠・出産に関して自己決定権をもつリプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点に立った性教育や啓発を行います。	地域保健課 指導・人権教育課
50	ライフステージに応じた各種の健（検）診及び保健指導の体制充実を図ります。	地域保健課

基本施策 8 困難な状況におかれたりへの支援

ひとり親家庭、ステップファミリー*、セクシュアル・マイノリティ*のカップルなど家族のかたちは多様化しています。固定的な価値観、先入観からの偏見や差別により地域で孤立するなど、生きづらさを感じることがないように、多様な家族に対するあらゆる偏見や差別の解消に向けた啓発を行います。

ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、離婚に伴う養育費の問題、子育て支援や就労支援など、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行います。

性的指向*やジェンダー・アイデンティティ*を理由とする差別的取扱いについては、不当なことであるとの認識が広がっていますが、いまだに偏見や差別が起きているのが現状です。だれもが多様性*のなかに存在するひとりであり、互いの価値観を理解するとともに、その生き方が尊重されるよう差別を解消し、偏見を取り除くための啓発を行います。

女性は非正規雇用労働者の割合が高く、このことが貧困に陥りやすい背景のひとつとなっています。また、近年の経済の低迷に伴う雇用・就業環境の急激な変化により、貧困など困難な状況におかれたり人が増えています。このような状況を解消するため、生活困窮者に対する相談支援や就労支援など、それぞれの意思が尊重されながら、それぞれの状況に応じた最適な支援を包括的に提供する体制を整備します。

また、社会生活を営む上で困難を抱える女性への支援のため、女性相談支援員の配置及び関係諸機関や民間団体との連携を強化するなど支援の充実に取り組みます。

【施策の方向と主な事業】

施策の方向 20 ひとり親家庭への支援

No	事業内容	担当課
51	ひとり親ならではの育児負担や生活状況に配慮して、ひとり親家庭に対する就労支援や子ども食堂、ネウボラ [*] などの子育て支援を充実します。	こども家庭室 子ども支援グループ
52	養育費を確実に受け取ることができるよう、養育費の取り決めや履行確保にかかった費用について補助します。	こども家庭室 子ども支援グループ

施策の方向 21 性の多様性に対する理解の促進及び性の多様性を尊重する環境の整備

No	事業内容	担当課
53	多様な性のあり方やセクシュアル・マイノリティ [*] への理解を深めるための教育や啓発を推進します。	人権室 指導・人権教育課
54	セクシュアル・マイノリティが抱える困難への配慮について、市民・事業者などへの啓発促進につながるような、行政サービスの充実に取り組みます。	人権室 関係各課
55	パートナーシップ宣誓制度について理解を得るために、広く周知するとともに、宣誓者が利用できる行政サービスの充実を図ります。	人権室
56	セクシュアル・マイノリティへの偏見をなくし、一人ひとりの性に関する自己決定権が尊重されるよう、学習の機会や情報提供などの啓発をすすめます。	人権室
57	セクシュアル・マイノリティの児童・生徒の人権尊重を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別対応を行うとともに、関係諸機関などと連携し適切な配慮を行います。	指導・人権教育課
58	市職員が性の多様性 [*] について正しい知識をもち、セクシュアル・マイノリティに配慮した窓口対応ができるよう全庁的に周知徹底を図ります。	人権室
59	セクシュアル・マイノリティの方々や関係者の悩みや困りごとに関する相談体制の充実を図ります。	人権室

施策の方向 22

複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制（重層的支援体制の充実）

No	事業内容	担当課
60	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する就労支援や、外出困難なひきこもり等にある方を対象に就労に向けた準備支援を行います。	福祉政策課 関係各課
61	高齢者、障害者、ひとり親家庭、外国人など生活上の困難を抱える市民に対して、安心して生活が営めるよう必要かつ合理的な配慮を行い、一人ひとりの自立を支援します。	関係各課
62	重層的支援体制整備事業の実施に向けて、8050 問題など、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりをすすめます。	福祉政策課

施策の方向 23 困難な状況におかれている女性への支援

重点施策

No	事業内容	担当課
63	社会生活を営む上で困難を抱える女性への支援のため、女性相談支援員を配置し、相談体制の拡充を図ります。	人権室
64	困難な問題を抱える女性*へ必要な情報提供を行い、関係諸機関や民間団体等と連携し適切な支援を行います。	人権室
65	困難な問題を抱える女性への支援のため、相談先や支援窓口について効果的な周知を行うとともに、啓発に取り組みます。	人権室

男女共同参画の意識づくり

近年、世帯の形態や家族のあり方に対する価値観の変化に伴うライフスタイルの多様化が顕著となっています。そして、価値観、ライフスタイルなど、一人ひとりの違いを理解し、尊重することが重要となっています。

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の考え方については否定的に思う人の割合が増えている一方、社会全体における男女平等感については「男性優遇」と感じる人の割合が高くなっています。

固定的な性別役割分担意識*の解消に向けて、男女共同参画の必要性について市民が深く理解し、男女共同参画の意識が市民に根付いたものとなるよう、学校、家庭、地域さまざまな機会をとおして意識の醸成を図ります。

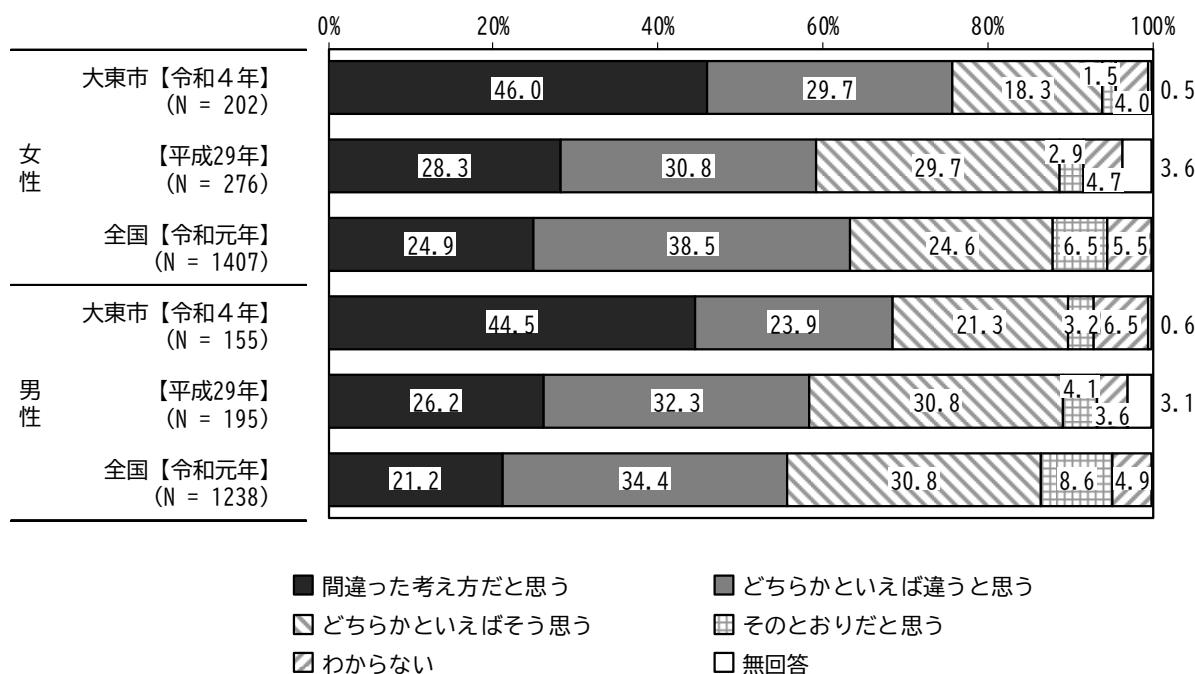
基本施策 9 子どもの頃からの平等意識の醸成

性別にとらわれず男女平等意識が浸透した社会をめざすためには、子どもの頃からの教育が重要であるため、それぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見とおして自己形成ができるよう、学校教育における男女共同参画意識の醸成を図ります。

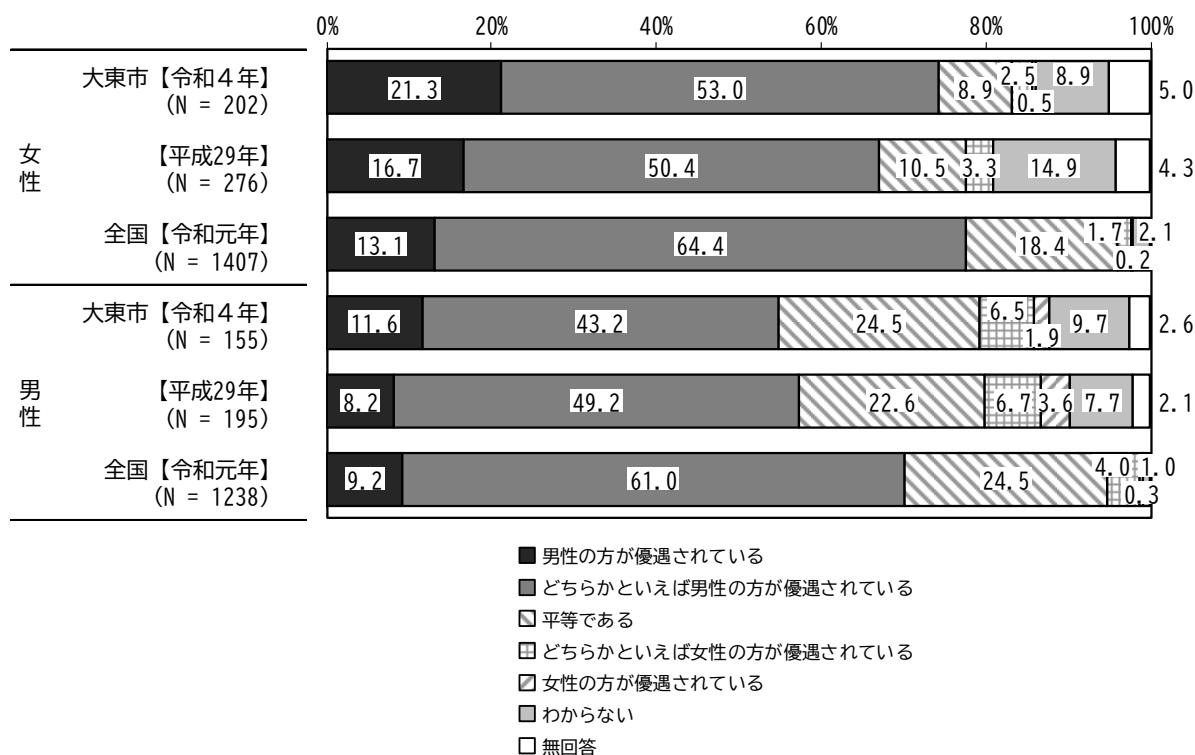
保育・教育現場においては、保育、授業、行事、生徒指導、進路指導などあらゆる場面で必要以上に男女を区別しないことはもとより、無意識のうちに「男らしさ、女らしさ」を押しつけてしまわないよう、教職員自身の平等意識の向上を図ります。また、子どもが既に身につけている、性別による得意・不得意の意識を拭しよくするような積極的な働きかけで、一人ひとりの個性の発揮と可能性の拡大を促します。

家庭、地域は子どもが成長をしていく上で、重要な役割を担う生活の場であることから、家庭、地域に対して、子どもとかかわるすべての大人が平等な視点で子どもと接するよう啓発や学習機会を提供し、発達段階に応じた男女平等・男女共同参画意識の浸透を図ります。

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の考え方について

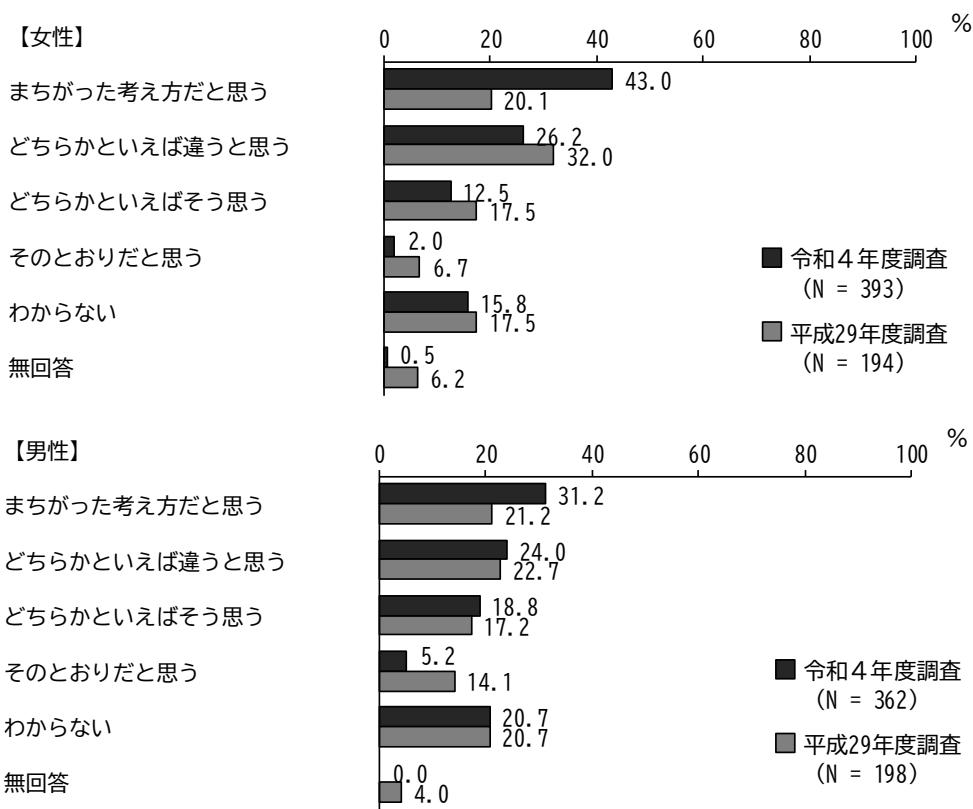


男女平等の現状認識（社会全体）

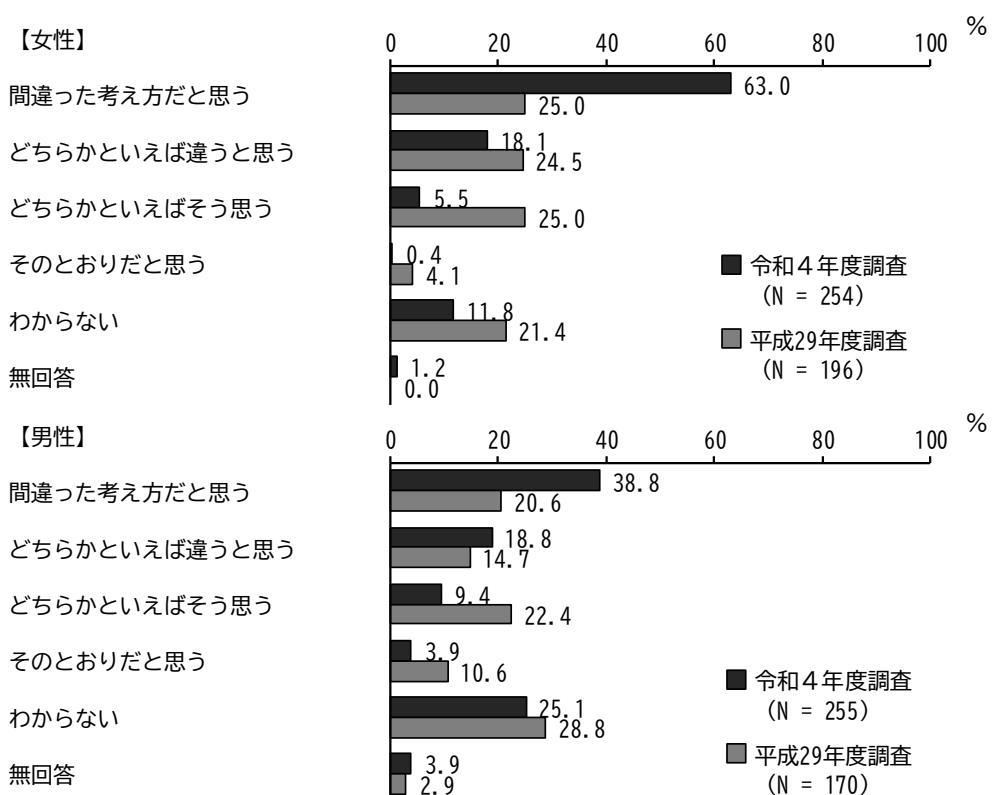


資料：大東市「男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年）」

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の考え方について（小学生）

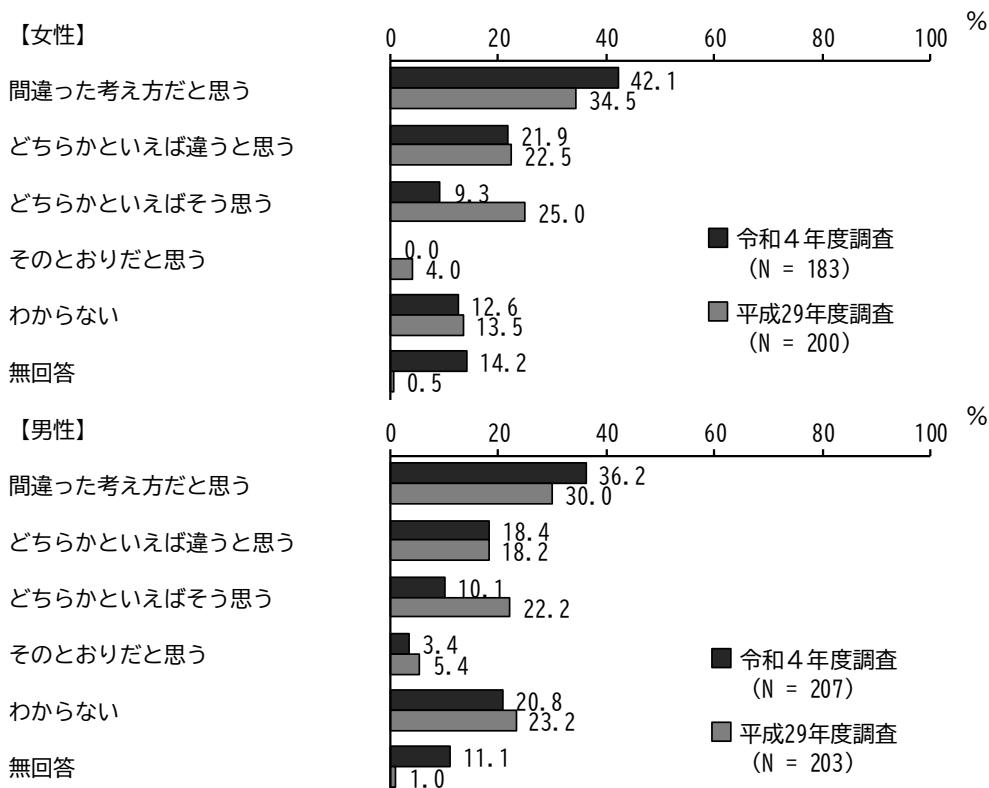


「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の考え方について（中学生）



資料：大東市「男女共同参画に関する児童等意識調査（令和4年）」

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の考え方について（高校生）



資料：大東市「男女共同参画に関する児童等意識調査（令和4年）」

【施策の方向と主な事業】

施策の方向 24 就学前における平等教育の推進

No	事業内容	担当課
66	性別にとらわれず子どもたちの個性を育む保育・教育を行えるよう、保育士や保育教諭、幼稚園教諭の意識を高める研修や情報交換を行います。	こども家庭室 保育幼稚園グループ 指導・人権教育課
67	男女平等、男女共同参画の視点に立った指導内容の充実を図ります。	こども家庭室 保育幼稚園グループ 指導・人権教育課

施策の方向 25 学校における平等教育の推進

No	事業内容	担当課
68	教職員の共同参画意識を高める研修を定期的に開催します。	指導・人権教育課
69	男女平等教育担当者の研修や交流を基盤にして、平等教育カリキュラムの充実を図ります。	指導・人権教育課
70	大東市人権教育基本方針及び大東市人権教育推進指針に基づいて男女平等教育を推進します。	指導・人権教育課
71	性別にとらわれず、自身の進路に対する目的意識を高め、労働を含め意欲をもって生活できるよう、発達に応じたキャリア教育*を推進します。	指導・人権教育課

施策の方向 26 家庭・地域における平等意識の啓発・浸透

重点施策

No	事業内容	担当課
72	子どもの個性を尊重して平等な子育てが行われるよう、懇談や参観など保護者とのかかわりや交流のなかで、保護者に対する意識啓発に努めます。	こども家庭室 保育幼稚園グループ 指導・人権教育課
73	地域で子どもとかかわる大人に対して、男女平等の視点に立った指導や機会の提供が行われるよう区長会等と連携を図りながら啓発をすすめます。	人権室 市民政策課

基本施策 10 共同参画意識の醸成

男女共同参画社会の実現のために、性別による不平等感の解消と男女共同参画についての正しい知識をもち、だれもがその必要性を理解できるように意識の醸成を図ります。また、性別にかかわりなく、活躍できるようさまざまな分野におけるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）*を排除し、男女共同参画の視点に立った意識の改革や環境整備に努めます。

広報誌やホームページなどさまざまな情報提供媒体を活用するほか、男女共同参画に関する講座やイベントなどにより、広く市民に男女共同参画の周知を図ります。

共同参画施策の推進に有用な情報を収集し、活用を図るとともに、職員に共同参画意識を浸透させ、施策の立案から実施まで共同参画の視点に立って行われるよう取り組みます。

【施策の方向と主な事業】

施策の方向 27 平等・共同参画意識の促進

No	事業内容	担当課
74	市広報誌やホームページなどを活用し、あらゆる機会をとらえて、固定的な性別役割分担意識*の解消に向けた共同参画に関する広報・啓発をすすめます。	人権室
75	自治会などの地域において、出前講座及び地域集会を開催し、啓発強化に努めます。	人権室
76	男女共同参画拠点の機能強化を図り、男女共同参画ルームの活動支援や各種情報提供を充実します。	人権室

施策の方向 28 共同参画に関する情報の収集・分析と提供

No	事業内容	担当課
77	共同参画施策をすすめるための基礎資料となるよう、共同参画に関する意識や実態、取り組み状況等について継続的に情報収集・分析を行います。	人権室
78	共同参画に関する情報資料や図書等を充実し、利用を促進します。	人権室 生涯学習課
79	共同参画社会の形成に関する国・府の動向や他市の先進的な取り組みの情報を収集し、本市における取り組みに活用できるよう関係各課へ提供します。	

施策の方向 29 性にとらわれない表現の促進

No	事業内容	担当課
80	各課で発行するポスターやチラシ、広報などのイラストや写真、文章表現を表現ガイドラインに沿ってチェックし、人権を尊重した表現を推進します。	関係各課

施策の方向 30 施策の立案・実施における共同参画の視点の浸透

No	事業内容	担当課
81	庁内や学校内における施策や取り組みなどにおいて、平等・共同参画意識の高揚と浸透を図ります。	関係各課
82	すべての職員が、施策立案の段階及び事業実施において共同参画の視点をもてるよう、定期的に研修を実施します。	人事課

